

## 部活動指導を行う教職員への対価の支払いについて

### 1. 特殊勤務手当（現行）

※熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例より

**【対象日】**

土日、祝日等

**【手当額】**

- ・2 時間以上 3 時間 30 分未満 1,650 円
- ・3 時間 30 分以上 3,300 円

**【令和4年度実績（中学校）】**

- ・支払い対象者：952 人

**<支給年額>**

- ・1人当たり(平均)：約 12 万円
- ・総額：約 1.1 億円

### 2. 教職員の平均時間単価を元に対価を支払うと仮定した場合

**【対象日】**

部活動の指導を行う全ての日

**【対価】**

約 2,700 円 / 1 時間

(教職員の平均時間単価を時間外手当相当分として 1.25 倍した単価)

**【試算】**

- ・部活動従事時間(1年)：(平日2h×4日+休日3h)×4週×12月 = 528時間
- ・支払い対象者：指導者数1人 × 部活動数571部(令和5年度) = 571人

**<支給年額>**

- ・1人当たり：2,700円×528時間=1,425,600円(約143万円)
- ・総額：1,425,600円×571人=814,017,600円(約8.1億円)